

柳井市土地開発公社の取扱いについて

1 市公社の概要

- | | |
|--------|------------------------------|
| ① 名 称 | 柳井市土地開発公社 |
| ② 根拠法令 | 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号） |
| ③ 設立年月 | 昭和49年7月 |
| ④ 基本財産 | 1千万円（出資団体：柳井市） |
| ⑤ 業務内容 | ・ 公有地先行取得事業 |

2 土地開発公社を取り巻く国等の動向

- ・ 平成21年 4月 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」全面施行
- ・ 平成21年 6月 「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」総務省通知
- ・ 平成24年 3月 「山口県土地開発公社」解散
- ・ 以降、令和元年度までに県内8市が土地開発公社を解散（残る5市2町は存続）

3 市公社の取扱い方針

- ・ 平成27年 3月 国道188号柳井バイパス代行取得業務 完了
- ・ 平成27年10月 市公社の在り方について検討し、理事会にて存続させることを決定
- ・ 令和 2年 4月 国道188号柳井・平生バイパス 新規事業化
- ・ 令和 4年11月 同バイパス事業に係る都市計画事業承認、官報告示



（国が直接買収するため、市公社による代行取得を要しない。）

市公社を存続させる必要性が無くなったため、その役割は終えたものと判断し、解散に向けた手続を進める。

4 今後の手続の流れ

- ① **手続開始** ・ 市公社の理事会における議決
↓
- ② **解散** ・ 市議会の議決、県知事の認可（公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項）
↓
- ③ **清算** ・ 清算手続（清算人の選任、債権の申出の催告、各種支払い、清算監査、清算事務報告等）
↓
- ④ **清算終了** ・ 県知事への届出、市議会への報告